

佐賀県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年九月七日から平成二十二年十月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	藤津郡太良町大字大浦字上崎野丁二 四四五番七地先から 藤津郡太良町大字大浦字尾崎野丁二 一七九番七地先まで	平成二一・九・七
	藤津郡太良町大字大浦字烏賊浮丁一 八七二番四地先から 藤津郡太良町大字大浦字舟津丁五九 七番二地先まで	"